

水質基準項目

番号	項目	基準値	基準51項目 (浄水)	基準49項目 (浄水)	基準40項目 (原水)	基準38項目 (原水)	基準9項目 (浄水)	区分
1	一般細菌	100個/mL以下	○	○	○	○	○	病原生物
2	大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	○	○	○	○	○	重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	○	○	○	○	○	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	○	○	○	○	○	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	○	○	○	○	無機物質
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○	○	○	○	○	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	○	○	○	○	○	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○	○	○	○	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	○	○	○	○	有機化学物質
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	○	○	○	○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	○	○	○	○	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	○	○	○	○	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	○	○				消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	○	○				
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	○	○				
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	○				
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	○	○				
26	臭素酸	0.01mg/L以下	○	○				
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	○	○				
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	○				
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	○	○				
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	○	○				
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○	○				着色
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○	○	○	○	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	○	○	○	○	○	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	○	○	○	○	○	
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○	○	○	○	味覚
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	○	○	○	○	○	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	○	○	○	○	○	着色
38	塩化物イオン	200mg/L以下	○	○	○	○	○	味覚
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下	○	○	○	○	○	
40	蒸発残留物	500mg/L以下	○	○	○	○	○	発泡
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	○	○	○	○	○	
42	ジオスミン ※1	0.0001mg/L以下	○		○			臭気
43	2-メチルイソボルネオール ※1	0.0001mg/L以下	○		○			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	○	○	○	○	○	発泡
45	フェノール類	0.005mg/L以下	○	○	○	○	○	臭気
46	有機物(全有機炭素:TOC)	3mg/L以下	○	○	○	○	○	味覚
47	pH値	5.8~8.6	○	○	○	○	○	
48	味	異常でないこと	○	○	○	○	○	
49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○	
50	色度	5度以下	○	○	○	○	○	
51	濁度	2度以下	○	○	○	○	○	

給水栓の検査回数は法令で定められたものになります。

※1 原水に地下水を利用しておりカビ臭の原因となる藻類の発生はないため、給水栓において年4回に省略します。

水質管理目標設定項目

番号	項目	目標値	水質管理 26項目(浄水)	水質管理 25項目(浄水)	水質管理 22項目(原水)	区分
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	○	○	○	重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下	○	○	○	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	○	○	○	
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	○	○	○	有機化学物質
5	トルエン	0.4mg/L以下	○	○	○	有機化学物質
6	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	0.08mg/L以下	○	○	○	
7	亜塩素酸	0.6mg/L以下	○	○		消毒副生成物
8	二酸化塩素	0.6mg/L以下	○	○		
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下	○	○		
10	抱水クロラール	0.02mg/L以下	○	○		
11	農薬類 ※1	検出値と目標値の比の 和として、1以下	○		○	対象農薬
12	残留塩素	1mg/L以下	○	○		臭気
13	カルシウム、マグネシウム等 (硬度) ※2	10mg/L～100mg/L	○	○	○	味覚
14	マンガン及びその化合物 ※2	0.01mg/L以下	○	○	○	着色
15	遊離炭酸	20mg/L以下	○	○	○	味覚
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	○	○	○	臭気
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	○	○	○	
18	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	○	○	○	味覚
19	臭気強度 (TON)	3以下	○	○	○	臭気
20	蒸発残留物 ※2	30mg/L～200mg/L	○	○	○	味覚
21	濁度 ※2	1度以下	○	○	○	濁り
22	pH値 ※2	7.5程度	○	○	○	腐食
23	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	○	○	○	
24	従属栄養細菌	2000個/mL以下	○	○	○	微生物
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	○	○	○	有機化学物質
26	アルミニウム及びその化合物 ※2	0.1mg/L以下	○	○	○	着色

※1 農薬類は、14項目検査します。

※2 水質基準項目と重複している項目で、さらに高い水道水の目標値を設定している項目です。

水質管理目標設定項目 (農薬類)

番号	項目	目標値	区分
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05mg/L以下	農薬類
2	エスプロカルブ	0.03mg/L以下	
3	ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L以下	
4	ジクワット	0.005mg/L以下	
5	エチルチオメトン	0.004mg/L以下	
6	ダイアジノン	0.003mg/L以下	
7	チウラム	0.02mg/L以下	
8	ピリブチカルブ	0.02mg/L以下	
9	フェニトロチオン (MEP)	0.01mg/L以下	
10	フェリムズン	0.05mg/L以下	
11	フェンチオン (MP P)	0.006mg/L以下	
12	メチダチオン	0.004mg/L以下	
13	メフェナセツト	0.02mg/L以下	
14	モリネート	0.005mg/L以下	